

香港外からの SNS 投稿に対する煽動罪の適用 —香港人留学生事件から—

廣江 倫子 (大東文化大学国際関係学部)

Hong Kong's Sedition law's Application to 'Seditious' Social Media Posts from Japan

Noriko HIROE

目次

はじめに

1 煽動罪とはなにか —香港における国家安全犯罪—

- (1) 犯罪条例煽動罪
 - ① 歴史
 - ② 犯罪条例の規定
- (2) 国家安全条例における「新」煽動罪
 - ① 煽動的な意図 (23 条)
 - ② 煽動の意図に関する犯罪 (24 条)
 - ③ 法定抗弁 (23 条 3 項、4 項)
 - ④ 公共秩序の混乱および暴力を煽動する意図の証明不要 (25 条)、域外適用 (28 条)

2 香港外からの SNS 投稿に対する煽動罪の適用 —徐凱駿事件判決、香港人留学生事件判決—

- (1) 徐凱駿事件判決
 - ① 事件の概要
 - ② 第一審判決 (2022 年 11 月 23 日判決、2022 年 12 月 14 日量刑言い渡し、マジストレート裁判所)
- (2) 香港人留学生事件判決
 - ① 事件の概要
 - ② 第一審判決 (2023 年 11 月 3 日、判決および量刑言い渡し、マジストレート裁判所)

おわりに

はじめに

香港における煽動罪は、コモン・ローに起源を持っている。コモン・ローにおける煽動罪とは、合法的手段によらずに政府を転覆することなどを主張し、またその旨の主張を含む文書を出版・頒布する罪などをいう¹。イギリス植民地下の香港における煽動罪は、他のイギリス植民地の法律をモデルとして制定された過酷な内容であったが、長らく休眠状態にあった²。ただし返還後も、煽動罪の規定は、犯罪条例 (Cap. 200 Crimes Ordinance, 第200章《刑事罪行條例》) の中に残されていた。

2019年に発生した逃亡犯条例改正案反対運動を鎮圧するために、中国は、2020年6月末に香港国家安全維持法 (The Law of the People's Republic of China on Safeguarding National Security in the Hong Kong Special Administrative Region, 《中華人民共和國香港特別行政區維護國家安全法》) を施行した。すると、直後に犯罪条例の煽動罪による起訴も数十年ぶりに再開され、かつ活発化している³。さらに、2024年3月に施行された国家安全条例 (Safeguarding National Security Ordinance (Instrument A305), 《維護國家安全條例》(文件 A305))、いわゆる香港基本法23条立法) には、従来の犯罪条例の煽動罪の規定が統合され、規制・適用範囲・刑罰が強化された(「新」煽動罪)。

香港において煽動罪が復活した背景において、日本の大学に在学中の香港人女子留学生在が、大部分を日本から投稿した facebook および Instagram の内容が、香港における煽動罪に問われ、起訴される事件が起こった(香港人留學生事件)。日本に住む女子留學生の SNS 投稿が、香港国家安全維持法によって新設された香港警察国家安全維持部門(以下、国安警察)にどのように発見されたのか明らかではない。裁判においては、国安警察は、オンラインパトロール中に女子留學生の投稿を発見したとされた⁴。ただ、匿名の通報を受けて捜査を始めたとの報道もある。国安警察が、女子留學生がインターネットにおいて香港独立を宣伝したとする匿名の苦情を「国家安全通報ホットライン(国安處舉報熱線)」に受け取ったというものである⁵。

香港人留學生事件について簡単に説明する。女子留學生は、香港 ID カード(身分証)更新のために、大学の春季休暇を利用して香港に一時帰国していた。香港離郷直前の2023年3月に、インターネットに香港独立などの投稿をしたとして、まずは、香港国家安全維持法の国家分裂罪および国家分裂煽動罪にあたるとして、国安警察に逮捕された。その際、最も争われたのが域外管轄権を巡ってである。弁護側は、インターネット投稿のほとんどは香港外(すなわち日本)からなされたため、香港の裁判所には管轄権がないと主張した⁶。その後、女子留學生は、同年6月に、香港国家安全維持法ではなく、犯罪条例の煽動罪違反として、起訴された。女子留學生は、2018年以来、香港独立を推進する13件の内容を投稿したとされる。うち11件が日本からの投稿である。その投稿は、「我是香港人 我主張香港獨立 I am Hongkonger, and I advocate Hongkong Independence (私は香港人です、香港独立を主張します)」という内容や、「香港獨立 唯一出路(香港独立が唯一の道)」という文字が写された自撮り写真などであった⁷。

彼女が「日本留学中であった」ということから、一つの大きな問題が生じた。香港国家安全維持

法には香港域外における行為に対しても同法を適用できるという域外管轄権の規定があるが⁸、犯罪条例の煽動罪にはそうした規定がない。そして、女子留学生の投稿のうち大部分が香港域外、つまり日本からの投稿だった。このため、煽動罪にも域外管轄権があるのか、すなわち日本からの投稿を香港の煽動罪として処罰できるのかどうか問題となった⁹。

そこで本稿は、香港外でなされた批判的 SNS 投稿に対して、煽動罪の射程範囲はどこまで及ぶのかを検討することを目的とする。具体的には、香港法における煽動罪について簡単に説明したうえで、香港の裁判所においては、どのような根拠から煽動罪の域外適用が認められるのかを明らかにする。

ここで先行研究を紹介する。第一に、煽動罪に関して、まず香港において煽動罪は、イギリス植民地時代には、中国共産党の影響を受けた香港左派を弾圧するために適用された歴史がある。このため、当時の左派弾圧に関連した研究がある¹⁰。次に、返還後は、2002 年から 2003 年の国家安全条例（いわゆる香港基本法 23 条立法）制定の試みとの関連で、香港政府が、煽動罪の改正案を提案した。煽動罪は国家安全条例の範囲に含まれるためである。これに対して、多くの論者が発表されている。代表的な書籍は、香港大学法学部学部長の傅華伶らによる『国家安全および基本的自由—23 条立法の精査— (National Security and Fundamental Freedoms: Hong Kong's Article 23 Under Scrutiny)』である¹¹。さらに、香港国家安全維持法施行後、煽動罪の適用が活発化してからは、個別の事件を取り上げた論考¹²もあれば煽動罪全体の問題点を指摘した論考¹³もあり、また国家安全条例の「新」煽動罪にも国際人権団体などから問題点を指摘する論考が出されている¹⁴。

第二に、香港国家安全維持法に関して、施行直後から英語圏および香港・台湾を中心に優れた論考が相次いでいたが、最近ではそれらをまとめた書籍が出版されつつある。代表的な書籍は、前述した傅華伶らが編集した『香港国家安全維持法—復元と変容— (The National Security Law of Hong Kong: Restoration and Transformation)』であろう¹⁵。同著は、香港大学法学部を中心する執筆陣が、香港国家安全維持法の主要な論点を分析している。同著において域外適用に特化した論考としては、シドニー大学ロー・スクール教授凌兵の論文「香港国家安全維持法の域外適用—法的評価— (Extraterritorial Application of the Hong Kong National Security Law: A Legal Appraisal)」がある。香港国家安全維持法は 38 条に、香港外のすべての個人および企業を対象とした、いわば「全世界」を対象にした域外適用の規定を置いているが、それが「地球規模の萎縮効果」を生み出していると指摘される¹⁶。同論文は、香港が域外管轄権を行使する際の政治的・法的ハードルを丹念に分析している。

このように、煽動罪、香港国家安全維持法および同法の域外適用に関する優れた先行研究が存在する。しかしながら、香港外からの批判的 SNS 投稿に対する煽動罪の適用に関する先行研究は未だ存在しない。

そこで本稿は、香港外でなされた批判的 SNS 投稿に対して、煽動罪の射程範囲はどこまで及ぶのかを検討することを目的とする。本稿の構成を示すと、まず第 1 章において、香港法における煽動罪について、簡潔に説明する。ここでは、国家安全条例における「新」煽動罪の説明も併せて行

う。次に第2章において、香港外でなされた批判的 SNS 投稿に対して、煽動罪の射程範囲はどこまで及ぶのか、香港裁判所の判断を、判例を検討することによって、明らかにする。

1 煽動罪とはなにか —香港における国家安全犯罪—

香港国家安全維持法施行後、香港においては「国家安全犯罪（危害国家安全犯罪）」が存在感を増している。香港司法省によると、香港の国家安全犯罪は、次の通りである。(1) 香港国家安全維持法が規定する国家安全犯罪（同法第3章が規定する4つの犯罪 [国家分裂罪、国家政権転覆罪、テロ活動罪、外国との結託罪]）、(2) その他の国家安全犯罪（たとえば、犯罪条例が規定する反逆罪および煽動罪、あるいは公的機密条例（Cap.521 Official Secret Ordinance, 第521章《官方機密條例》）が規定する法的権限のない治安・諜報情報の開示など）¹⁷。2024年3月からは、この「国家安全犯罪」グループに、国家安全条例が加わった。

(1) 犯罪条例煽動罪

① 歴史

煽動罪はコモン・ローに起源を持ち、香港においては、イギリス植民地時代に導入された。1914年に煽動的出版物条例（Seditious Publications Ordinance, 1914）が制定され、香港において煽動が正式に犯罪になった。他のイギリス植民地の法律をモデルとして制定され、過酷な内容であった。ただし、戦後は、1960年代の適用を最後に長らく休眠状態にあった。1971年には、犯罪条例に統合されている¹⁸。

前述したように、香港国家安全維持法施行直後から、数十年ぶりに煽動罪の適用が再開され、かつ活発化した。そのため、煽動罪は、香港国家安全維持法と並んで、香港政府にとって、反対意見を標的にした「2つの主要な手段¹⁹」と表現されるまでになった。

② 犯罪条例の規定

煽動罪は、長らく犯罪条例9条および10条に規定されていた。しかし2024年3月に、国家安全条例に規制・適用範囲・刑罰を強化した形で、引き継がれた。ただし、本稿において検討する香港人留学生事件には、犯罪条例時代の煽動罪が適用された。かつ、香港国家安全維持法施行後に逮捕・起訴された煽動罪事件の大部分が犯罪条例の煽動罪による。このため、まずは同規定を紹介する。

犯罪条例10条1項は、「煽動の意図」を持って行われる4つの行為を、犯罪として規定している。そして、9条1項が、「煽動の意図」を規定している。

9条1項（煽動の意図）

- (a) 中央人民政府やその他の中華人民共和国の機関、香港特別行政区政府または主権領域内の政府に対す

香港外からの SNS 投稿に対する煽動罪の適用

る憎悪、侮辱または不満を刺激すること

- (b) 中国公民または香港特別行政区住民を刺激して、非合法的な手段によって、香港特別行政区における、法律によって合法的に設立された事柄を変化させようとする事
- (c) 香港特別行政区における司法行政に対する憎悪、侮辱または不満を刺激すること
- (d) 中国公民または香港特別行政区住民の間に、不服または不満を生じさせること
- (e) 香港特別行政区における異なる階級の住民の間に、悪感情および敵意の感情を促進すること
- (f) 人々を刺激して暴力行為に及ぼせること
- (g) 法律またはいかなる合法的な秩序にも従わないことを助言すること

10 条 1 項 (煽動にあたる行為)

- (a) 煽動の意図を持って、いかなる行為をも行うか行おうとしもしくは行うためのいかなる準備をも行い、またはいかなる人とも共謀して、いかなる行為をも行うこと
- (b) いかなる煽動的語句をも発言すること
- (c) いかなる煽動的出版物をも、印刷、出版、販売、供給、流通、展示または複製すること
- (d) いかなる煽動的出版物をも輸入すること (本人に、当該出版物が煽動的出版物であると信じる理由がない場合を除く)

初犯の場合、最高で 5000 香港ドルの罰金および 2 年の禁錮が科される (10 条 1 項)。

9 条 2 項は、法定抗弁を規定している。次のことを意図して行ったに過ぎない場合は、その行為、言説または出版は煽動にあたらない。

9 条 2 項 (法定抗弁)

- (a) 中央政府または中華人民共和国のその他の機関が、その政策において誤って導かれているかまたは誤っていることを示すこと
- (b) 香港特別行政区の政府、憲法、立法または司法行政における誤りや欠点を、訂正するという目的において、指摘すること
- (c) 法律によって設立された事柄を、合法的な手段によって変更するように、中国公民または香港特別行政区住民を説得すること
- (d) 香港特別行政区の異なる階級の住民の間において、悪感情と敵意を生み出す傾向にあるかまたは生み出している事柄を、それらを取り除く目的で指摘すること

(2) 国家安全条例における「新」煽動罪

煽動罪は、国家安全条例に規制・適用範囲・刑罰を強化して引き継がれた。国家安全条例において「新」煽動罪を規定するのが、第 3 部「暴動、反乱及び不満の煽動、煽動目的を有する行為等」

に位置する、第4節「煽動目的を持つ行為等」である。「新」煽動罪の条文数は、23条～25条の3か条に増強された。そればかりか、第5節「雑則」に位置する28条は、「新」煽動罪の「域外適用」をも新たに規定するに至った。以下、各条文に則して「新」煽動罪を説明する。

① 煽動的な意図(23条)

23条2項が「煽動的な意図」について規定する。

23条 煽動的な意図

1項 本節について、

- (a) あるものが2項に規定される意図を1つ以上持って行為する場合、そのものは煽動的な意図を持ちその行為を行う、および
- (b) ある行為、言葉または出版物が、2項に規定される意図を1つ以上持つ場合、その行為、言葉または出版物は、煽動的な意図を持つ行為、言葉または出版物である

2項 その意図は次の通りである

- (a) 中国公民、香港永住性居民または香港特別行政区にいるものに、以下の制度または機関に対して、憎悪、軽蔑または不満を引き起こす意図
 - (i) 中国憲法によって設立された国家の基本制度
 - (ii) 中国憲法が規定する国家機関
 - (iii) 香港特別行政区における以下の中央政府機関
 - (A) 中央政府駐香港連絡弁公室
 - (B) 国家安全維持公署
 - (C) 外交部特派員公署
 - (D) 人民解放軍駐香港部隊
- (b) 中国公民、香港永住性居民または香港特別行政区にいるものに、香港特別行政区の憲法秩序、行政、立法または司法機関に対して、憎悪、軽蔑または不満を引き起こす意図
- (c) 合法的手段によらず、いかなるものをも煽動して、以下の変更を引き起こそうとする意図
 - (i) 香港特別行政区について中央政府によって法律に従って制定されたいかなる事項、あるいは
 - (ii) 香港特別行政区の法律に従って制定されたいかなる事項
- (d) 香港特別行政区の異なる階級の住民の間または中国の異なる地域の住民の間に、憎しみや敵意を引き起こす意図
- (e) 香港特別行政区内において、いかなるものをも煽動して暴力行為を行わせる意図
- (f) 香港特別行政区の法律に従わないようまたは香港特別行政区の法律に基づく命令に従わないように、いかなるものをも煽動する意図

② 煽動の意図に関する犯罪 (24 条)

24 条は、上記「煽動の意図」を持つ行為を、犯罪と規定する。以前の煽動罪を規定した犯罪条例 10 条 1 項との違いは、大まかに次の通りである。まず「煽動的出版物所持罪」が独立の項目となった (23 条 3 項)。次に「外部勢力と結託」した場合 (2 項) とそうでない場合 (1 項) に分け、前者をより厳罰化した。

24 条 煽動的な意図に関する犯罪

1 項 いかなるものも

(a) 煽動的な意図を持って

(i) 煽動的な意図を持つ行為を行うこと、あるいは

(ii) 煽動的な意図を持つ言葉を発すること

(b) 出版物に煽動的な意図があることを知りながら、その出版物を印刷、出版、販売、売り出し発行、配布、展示または複製すること、あるいは

(c) 煽動的な意図を持つ出版物を輸入すること

は罪を犯し、起訴された場合は懲役 7 年に処せられる

2 項 いかなるものも外部勢力と結託して

(a) 煽動的な意図を持って

(i) 煽動的な意図を持つ行為を行うこと、あるいは

(ii) 煽動的な意図を持つ言葉を発すること

(c) 出版物に煽動的な意図があることを知りながら、その出版物を印刷、出版、販売、売り出し発行、配布、展示または複製すること

(c) 煽動的な意図を持つ出版物を輸入すること

は罪を犯し、起訴された場合は懲役 10 年に処せられる

3 項 正当な理由なく煽動的な意図を持つ出版物を所持したものは、罪を犯し、起訴された場合は、懲役 3 年に処せられる

③ 法定抗弁 (23 条 3 項、4 項)

23 条 3 項、4 項は、法定抗弁を規定している。

23 条 煽動の意図

3 項 ただし

(a) あるものが 4 項に指す意図のいずれかのみを持って行為を行った場合、その行為は煽動的な意図を持って行われたものではない、および

(b) ある行為、言葉または出版物が 4 項に指す意図のいずれかのみを持つ場合、その行為、言葉または出版物は、煽動的な意図を持つ行為、言葉または出版物ではない

4項 その意図は次の通りである

- (a) 2項 (a) もしくは (b) に記載されている制度または憲法秩序について意見を述べる意図であり、かつその目的はその制度または憲法秩序を改善すること
- (b) 2項 (a) もしくは (b) に記載されている機構または機関に関する問題について指摘する意図であり、かつその目的はその問題の改善について意見を述べること
- (c) 合法的手段によって、以下を変更するように、いかなるものをも説得する意図
 - (i) 香港特別行政区について中央政府によって法律に従って制定されたいかなる事項、あるいは
 - (ii) 香港特別行政区の法律に従って制定されたいかなる事項
- (c) 香港特別行政区の異なる階級の住民の間もしくは中国の異なる地域の住民の間において憎しみや敵意が生じていること、またはそのような憎しみや敵意が生じる傾向があることを、指摘する意図であり、かつその目的はその憎しみや敵意を取り除くこと

④ 公共秩序の混乱および暴力を煽動する意図の証明不要(25条)、域外適用(28条)

これまで述べたように、国家安全条例において「新」煽動罪を規定する23条、24条は、かつての煽動罪を規定した犯罪条例9条、10条と似通った規定であることが分かる。これに加えて、国家安全条例においては、特徴的な規定が付け加えられた。それは、まず、25条の検察側が被告人の公共の混乱や暴力を煽動する意図を証明する必要はないとする規定、次に、28条の域外適用の規定である。前者の「暴力」を煽動する意図の証明が必要かどうかは、これまでの煽動罪に関する数々の裁判における主な論争点である。後者は、本稿が対象とする香港人留学生事件などで争われてきた論争点である。いずれも、条文に明記する形で、今後の議論が封じられた。

25条は、裁判において、公共秩序の混乱または暴力を煽動する意図を、検察側が証明する必要はないとの規定をおいた。

25条 公共秩序の混乱を煽動するまたは暴力を煽動する意図の証明不要

1項 24条1項(a)または2項(a)の犯罪の訴訟手続において

- (a) そのものが、公共秩序の混乱を引き起こす行為をするように他人を煽動する意図により、その行為を行ったり、言葉を発したりしたことを証明する必要はない、および
- (b) 23条2項(e)の指す意図が犯罪の構成要素である場合を除き、そのものが、他人に暴力行為を煽動する意図により、その行為を行ったりその言葉を発したりしたことを証明する必要はない

2項 24条1項、2項または3項の犯罪の訴訟手続において

- (a) その行為、言葉または出版物(必要に応じて)が、公共秩序の混乱を引き起こす行為をするように他人を煽動する意図を持っていることを証明する必要はない、および
- (b) 23条2項(e)の指す意図が犯罪の構成要素である場合を除き、その行為、言葉または出版物(必要に応じて)に、他人に暴力行為を煽動する意図があることを証明する必要はない

28 条は「域外適用」について、以下の通り規定する。

28 条 第 2、3 及び 4 節の域外効力

1 項 もし

(a) いかなる

(i) 中国公民である香港特別行政区居民

(ii) 香港特別行政区において法人化、設立もしくは登録された法人、あるいは

(iii) 法人か法人化されていないかを問わず、香港特別行政区内に事業所を有する団体、が、香港特別行政区外においていかなる行為を行い、および

(b) 当該行為が香港特別行政区内において行われた場合に 17 条 1 項²⁰ の犯罪にあたる時
その居民または団体は、罪を犯す

2 項 もし

(a) いかなる

(i) 香港特別行政区居民

(ii) 香港特別行政区において法人化、設立もしくは登録された法人、あるいは

(iii) 法人か法人化されていないかを問わず、香港特別行政区内に事業所を有する団体、が、香港特別行政区外においていかなる行為を行い、および

(b) 当該行為が香港特別行政区内で行われた場合に 3 項の犯罪にあたる時
その居民または団体は、罪を犯す

3 項 2 項が指す条項は次の通りである

(a) 18 条 1 項、2 項、3 項または 4 項²¹

(b) 19 条 1 項または 2 項²²

(c) 21 条 1 項または 2 項²³

(d) 24 条 1 項または 2 項

2 香港外からの SNS 投稿に対する煽動罪の適用 —徐凱駿事件判決、香港人留学生事件判決—

(1) 徐凱駿事件判決

香港外からの SNS 投稿に対して、煽動罪が適用されたのは、香港人留学生事件が初めてではない。初めての事件は、香港の若者によるニュージーランドからの投稿が煽動罪に問われた徐凱駿事件であった。

① 事件の概要

国安警察は、2022年9月に、パートウェイターの徐凱駿(18歳)を自宅において逮捕し、自宅にあったiPhone、iPadおよびパソコンを押収した。逮捕時に徐凱駿は、「オンラインアカウントは自分のものだが、その時自分は香港にいなかった」と主張した²⁴。

その後、同年11月に、徐凱駿は、2020年5月28日から2022年9月27日の間に、LIHKG(連登討論区)、YouTube、Discordに煽動的な発言や写真を投稿したとして、煽動罪として起訴された。このほか、国歌侮辱罪など3つの罪でも起訴された²⁵。

被告人は、「金盤洗脚」、「習近平(已故)」および「無趣的靈魂」のアカウント名を使用し、香港独立を促進するために「香港獨立, 唯一出路(香港獨立が唯一の道)」、「光復香港, 時代革命(香港を取り戻せ、革命の時代だ)」などと投稿した。被告人はまた、逮捕されても関連行為を続けることと主張し、香港警察や中国本土住民への敵意を煽り、彼らに死ねと罵るなどしていた²⁶。

弁護側は、被告人が2019年から2020年11月まで香港外にいたことを指摘し、域外管轄権について争った。また、公訴時効(煽動罪は6か月、国歌侮辱罪は2年)についても争われた。事件に関係した投稿29件のうち、公訴時効内に、香港において投稿されたのはわずか3件のみだった²⁷。

② 第一審判決(2022年11月23日判決、2022年12月14日量刑言い渡し、マジストレート裁判所)

(i) 判決

蘇惠徳裁判官は、まず管轄権について、煽動を構成する活動は香港において発生したため、裁判所は本事件を審理する管轄権を持つとの判断を下した。また、被告人の行為は「継続的な犯罪」であるため、訴追は公訴時効を超えていないとした²⁸。

(a) 管轄権について(煽動罪の域外適用) — 「犯罪を構成する同等の活動」 —

裁判官は、まず、イギリス控訴院の判例(*R v Waddon* No. 99/5233/Z3)を検討した。同判例は、海外において行われたインターネット投稿の内容がイギリスにおいて閲覧できる限り、イギリスが管轄権を持つと判断している。すなわち、「…*R v Waddon* No. 99/5233/Z3において、イギリス控訴院が海外からのインターネット投稿の状況を検討した。同事件においては、投稿はイギリスにおいて行われていなかったが、イギリス控訴院は、コンテンツがイギリスにおいて閲覧できる限り、司法管轄権の要件が満たされると判断した²⁹。

さらに、管轄権に関する香港の判例をも指摘した。香港の控訴院は、*Lionel John Krieger* 事件³⁰において、以下の判断をしている。すなわち、管轄外において行われても、管轄内において有害な影響を生み出すかあるいは生み出すことを意図した行為に対して、香港の裁判所は管轄権を持つ³¹。要するに、こうした状況は、「電話詐欺の事例のようなもの」であり、「詐欺師が香港外から被害者に電話をかけたとしても、被害者が香港において応答している限り、犯罪は香港において行われたと見なされる可能性がある」と指摘した³²。

こうした判例を引用して、管轄権の論点については、「…事件の『犯罪を構成する同等の活動』

が香港において行われる限り、香港の裁判所が管轄権を持つ³³」との判断を下したのである。

これを徐凱駿事件に当てはめて、裁判官は、次のように述べた。「被告人は、香港を出国する前に、煽動的なコンテンツを公開し、継続的に公開する目的で、香港においてアカウントを開設・維持・所有し、コンテンツの一部は香港外において公開されていたが、被告人が公開したコンテンツは主に繁体字中国語で書かれており、その意図は明らかに、香港において、中国および香港政府に対する煽動的な主張を支持し、広めることであり、標的は香港のインターネット利用者でもあり、香港において憎悪と反乱を煽動し、香港独立の主張を達成することを意図していた³⁴。「したがって、被告人の犯罪行為または『犯罪を構成する同等の活動』は、香港において行われたと判断する」³⁵。

(b) 公訴時効について－「継続的な性質の犯罪」－

なお、公訴時効についても、インターネットに投稿した行為が「継続的な性質の犯罪」であることを理由に、経過していないと判断された。裁判官によると、「被告人は出国前に、事件に関するオンラインプラットフォーム、チャットルームまたはチャンネルを開設・維持・所有し、その後、これらのプラットフォームにおいて事件に関連するコンテンツを何度も継続的に作成・編集・統合し、公開し、これらのプラットフォームを、インターネット利用者の連絡と閲覧のために維持および提供し続け、コンテンツは、被告人が逮捕されるまで存続していた。ここから分かるように、被告人の全体としての犯罪行為は香港の内外において一貫して行われており、継続的な性質のものであることは明らかである」³⁶。

裁判官によると、インターネット上に投稿内容を「公開」すれば、その投稿を削除しない場合、継続的な性質であるとみなされる。「…『公開』は継続的意思を意味する場合がある。たとえば、公開されたコンテンツをプラットフォーム上に存続させる投稿者は、撤回または撤回を試みる行動がない場合、関連するコンテンツを提供し続けることになる。…『公開』の定義をキーボードが押された瞬間に限定することは説得力がない」³⁷。

さらに、スコットランドおよびイギリスの判例を引用し、「投稿のタイミングと行為は、投稿者がキーボードを押した瞬間に限定されず、… 一般人に提供され、一般人が閲覧できる期間全体を含むことがわかる」³⁸と指摘した。すなわち、スコットランド高等裁判所は、HM Advocate v Beggs 事件³⁹において、「公開時」の意味を判断し、以下を指すとした。「…『公開時』…という表現は、コンテンツが最初に表示された瞬間から撤回された時点で終わる、インターネットサイトにおいてコンテンツにアクセスできる期間を指しうる。その全期間中、コンテンツは一般人がアクセス可能であり、全体を通して公開されていると見なされるべきである…その全期間を通して、当該コンテンツが公開されていたと結論付けるのが適切である…」⁴⁰ さらにイギリス控訴裁判所も、R v Sheppard & Another 事件⁴¹において、「公開」の定義に関連して述べている。「…そのコンテンツが、一般的にすべての人がアクセス可能であるか、利用可能であるか、あるいは一般人の前に置かれていたかあるいは提供されていたか…」⁴²

結論として、「起訴された犯罪は継続的な性質のものであり、公訴時効は経過していない」と判断した⁴³。

(ii) 量刑言い渡し(2022年12月14日)

弁護側は「労役センター(勞教中心)」を通じた再教育を望んでいたが、裁判官は、それは事件の重大さを反映していないと考え、被告人に「教育指導所(教導所)」入所の判決を下した⁴⁴。裁判官は、被告人は18か月間に中国国家指導者、中国本土住民や香港警察に対して、憎悪を煽る29件の投稿をし、その内容は、中国国家指導者、中国本土住民や香港警察を汚い言葉で罵るものであり、彼らに脅威を与え、彼らに対する香港住民の憎しみを煽るものとした。そして、こうした考えを早期に抑制しなければ、社会が不安定になり、分断されてしまうと述べた⁴⁵。

(2) 香港人留学生事件判決

① 事件の概要

2023年3月、香港において、日本留学中の女子大学生(23)が、香港国家安全維持法の国家分裂罪(20条)および国家分裂煽動罪(21条)違反として逮捕された⁴⁶。容疑は、香港独立を煽動する投稿をfacebookなどに投稿し、国家分裂を煽動した疑いである。女子留学生は、香港IDカード更新のため香港に一時帰国していた⁴⁷。

SNSに投稿されたのは、合計13件だった(うち11件が日本からの投稿)。内容は、「我是香港人 我主張香港獨立 I am Hongkonger, and I advocate Hongkong Independence(私は香港人です 香港独立を主張します)」(2022年5月14日facebook投稿)、「香港獨立 唯一出路(香港独立が唯一の道)」(2022年1月10日facebook投稿)、「政治に関心を持ち、自分の考えを主張する香港人が多い理由は、もし無関心でいると一瞬で香港が香港でなくなるから。国がなくならないようにずっと見つめていて、発信し、周りの人たちを影響する。…(略)…香港が大好き。この土地に住んでいる全ての香港人が自由と幸せになってほしい。」(2020年12月19日facebook投稿、日本語投稿)などである⁴⁸。同日本語投稿においては、東京の目黒美術館において、香港民主化運動支持団体「Stand with HK at JPN」が開催した展覧会の写真も投稿している。その写真において女子留学生は、「香港人 報仇(香港人の復讐)」、「香港人 反抗(香港人の抵抗)」、「香港人 加油(香港人頑張れ)」、「光復香港 時代革命(香港を取り戻せ 革命の時代だ)」、「五大訴求 缺一不可(五つの要求は一つも欠けてはならない)」などと書かれた横断幕の前で「五大訴求 缺一不可」に象徴的なジェスチャーをしていた⁴⁹。女子留学生のfacebookには473人の友達があり、Instagramには657人のフォロワーがいた。facebookの投稿は誰もがアクセスできたが、Instagramの投稿のアクセスはフォロワーに制限されていた⁵⁰。

2023年6月に、犯罪条例の煽動罪として起訴された。弁護側は、以下の3点から争った。(a) マジストレート裁判所は煽動罪を審理する管轄権を持つのかどうか、(b) 域外管轄権にあたるのかどうか、(c) 6か月の公訴時効を超過しているのかどうか。域外管轄権に関して、裁判官は、閉廷前の「リマインダー」方式で弁護側に対し、次のように述べたとされる。すなわち、情報通信技術が発達している現在における「公開」の定義は、街頭演説などの「本来の」公開形態とは異なる。

SNS における「公開」とは、ボタンを押した瞬間に限定されるものではない。情報はインターネット上に保存され、人々は「365 日、24 時間」視聴できる。また、公開の場所に関しては、発信者と受信者が同じ国にある必要はなく、受信者が誰であるかを考慮する必要がある⁵¹。

当初、女子留学生は無罪を主張していた。しかしその後 2023 年 10 月に、弁護側は、早期の有罪答弁をする旨の書簡を司法省に送った。これに伴い、予定されていた 12 月の審理は中止され、11 月の審理において、女子留学生が有罪を認めた⁵²。

② 第一審判決（2023 年 11 月 3 日、判決および量刑言い渡し、マジストレート裁判所）

弁護側は刑罰軽減を求める答弁（plea in mitigation）において、執行猶予付き判決を求めた。弁護側の理由は、以下の通りである。すなわち、女子留学生は犯行時若かったこと、逮捕後は警察に協力したこと、友人・知人らから多数の嘆願書が提出されたこと、「プロジェクト・チェンジ（「蛻變計画、Project Change）」⁵³の心理鑑定報告書によると、女子留学生は深く後悔しており再犯可能性は極めて低いこと、女子留学生の投稿への「いいね！」やコメントの数は少なく影響力は限られていたこと、投稿のほとんどは日本からであり大学 1 年次 5 月を最後に投稿がなされていないこと、などである⁵⁴。

これに対して、蘇惠徳裁判官は、女子留学生の投稿は、件数や頻度こそ多くはないものの、一定の継続性・永続性があり、そのうちの 1 つは日本語で香港独立について言及しているが、日本語を読める香港人も閲覧できると指摘した⁵⁵。さらに、裁判官は、女子留学生は、投稿を続けていた間に、香港において返還後初の煽動罪による起訴事件が発生したにもかかわらず、依然として投稿を削除しなかったことを指摘した。そして、刑罰は抑止力でなければならないこと、執行猶予付き判決とする理由がないことなどを考慮し、懲役 2 か月を言い渡した⁵⁶。

おわりに

本稿は、香港外でなされた批判的 SNS 投稿に対して、煽動罪の射程範囲はどこまで及ぶのかを検討することを目的とした。本稿の検討結果から、以下が明らかになった。

香港人留学生事件においては、当初、香港人女子留学生は無罪を主張していたが、途中で有罪を認めた。このため、香港外（日本）においてなされた SNS 投稿に対して、煽動罪が適用されるのかどうかの論点には、香港の裁判所の判断は示されなかった。しかし、同事件と似通った背景を持つ（被告人がニュージーランド留学中の SNS 投稿に対する煽動罪の適用が争われた）徐凱駿事件からは、香港外からの SNS 投稿に対する裁判所の考えを確認することができた。

徐凱駿事件において、裁判所は、管轄権について、イギリス控訴裁判所の判例などを参考にして、「『犯罪を構成する同等の活動』が香港において行われる限り、香港の裁判所が管轄権を持つ」との判断を下した。これを、香港外からの SNS 投稿に当てはめれば、次の通りになる。すなわち、SNS 投稿の一部が海外において行われたものであっても、香港出国前に、その投稿を継続的に公開する

目的で、香港においてアカウントを開設・所有・維持し、煽動的な投稿内容を公開し、投稿が主に繁体字中国語でなされていれば、その意図は明らかに、香港において、中国と香港政府に対して、煽動的な主張を支持し広めることであり、標的は香港のインターネット利用者である。したがって、この場合「犯罪を構成する同等の活動」は、香港で行われたものと判断し、管轄権を認めた。

香港人留学生事件および徐凱駿事件は、煽動罪が犯罪条例に規定されていた時期に発生した事件である。その後、2024年3月に国家安全条例（いわゆる香港基本法23条立法）が制定された。同条例においては、煽動罪は、「新」煽動罪として、規制・適用範囲・刑罰が強化された形で統合された。そして、「新」煽動罪には、域外適用の規定も盛り込まれ、香港外からの香港永住性居民などによる煽動的なSNS投稿に対して、香港の裁判所が管轄権を持つことが明記された。国家安全条例および「新」煽動罪の検討は、今後の課題としたい。

注

- 1 田中英夫『英米法辞典』東京大学出版会、1991年、761頁。
- 2 Chen, Albert H. Y., "The Consultation Document and the Bill: An Overview" in Fu, Hualing, Carole J. Petersen and Simon N. M. Young (eds), *National Security and Fundamental Freedoms: Hong Kong's Article 23 Under Scrutiny* (Hong Kong: Hong Kong University Press, 2005), p.103. Chau, Candice, "Explainer: Hong Kong's sedition law – a colonial relic revived after half a century" HKFP, 30 July 2022, <https://hongkongfp.com/2022/07/30/explainer-hong-kongs-sedition-law-a-colonial-relic-revived-after-half-a-century/> (2024年9月1日最終閲覧)
- 3 皮切りは、2020年9月に、「人民力量」副主席の民主活動家譚得志が、「光復香港 時代革命（香港を取り戻せ 革命の時代だ）」、「五大訴求 缺一不可（五つの要求は一つも欠けてはならない）」などの抗議スローガンを街頭で叫んだなどとして、煽動罪違反として逮捕・起訴された事件である。Lau, Jack and Brian Wong, "Hong Kong opposition activist Tam Tak-chi first person charged under colonial-era sedition law since city's return to China in 1997" *SCMP*, 8 Sep 2020, <https://www.scmp.com/news/hong-kong/law-and-crime/article/3100674/hong-kong-opposition-activist-tam-tak-chi-first-person> (2024年9月1日最終閲覧) 犯罪条例煽動罪の全適用事例について、筆者は、拙稿「香港における煽動罪の合憲性—羊の村事件および裁判傍聴師事件を事例として—」(『大東文化大学紀要〈社会科学〉』第62号、2024年2月。)掲載の【表1】煽動罪の適用事例(2020年6月30日～2024年1月29日)において紹介を試みた。
- 4 「留日港生認發布『港獨』帖文 官接納沒引起激烈討論判囚2月」『法庭線』2023年11月3日。 <https://thewitnesshk.com/%e7%95%99%e6%97%a5%e6%b8%af%e7%94%9f%e8%aa%8d%e7%99%bc%e5%b8%83%e6%b8%af%e7%8d%a8%e5%b8%96%e6%96%87-%e5%ae%98%e6%8e%a5%e7%b4%8d%e6%b2%92%e5%bc%95%e8%b5%b7%e6%b8%80%e7%83%88%e8%a8%e8%ab%96%e5%88%a4/> (2024年9月1日最終閲覧)
- 5 「23歳留學日本女生3月返港被捕今被落案起訴 消息：多次於fb宣揚港獨」『星島日報』2023年6月16日。 <https://www.stheadline.com/breaking-news/3243244/23%E6%AD%B2%E7%95%99%E5%AD%B8%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%A5%B3%E7%94%9F3%E6%9C%88%E8%BF%94%E6%B8%AF%E8%A2%AB%E6%8D%95%E4%BB%8A%E8%A2%AB%E8%90%BD%E6%A1%88%E8%B5%B7%E8%A8%B4%E6%B6%88%E6%81%AF%E5%A4%9A%E6%AC%A1%E6%96%BCfb%E5%AE%A3%E6%8F%9A%E6%B8%AF%E7%8D%A8> (2024年9月1日最終閲覧)
- 6 「控煽留日生拗司法管轄權 押後待另案 另爭議域外法權超檢控期 審訊時處理」『明報』2023年6月17日。 <https://news.mingpao.com/pns/%e6%b8%af%e8%81%9e/article/20230617/s00002/1686939904836/%e6%8e%a7%e7%85%bd%e7%95%99%e6%97%a5%e7%94%9f%e6%8b%97%e5%8f%b8%e6%b3%95%e7%ae%a1%e8%bd%84%e6%ac%8a-%e6%8a%bc%e5%be%8c%e5%be%85%e5%8f%a6%e6%a1%88-%e5%8f%a6%e7%88%ad%e8%ad%b0%e5%9f%9f%e5%a4%96%e6%b3%95%e6%ac%8a%e8%b6%85%e6%aa%a2%e6%8e%a7%e6%9c%9f-%e5%af%a9%e8%a8%a8%e6%99%82%e8%99%95%e7%90%86> (2024年9月1日最終閲覧)
- 7 HKSARG Press Releases, "Hong Kong Police's National Security Department charges a woman with "doing an act or acts with seditious intention" 15 June 2023, <https://www.info.gov.hk/gia/general/202306/15/P2023061500561.htm> (2024年9月1日最終閲覧)、前掲注) 5
- 8 香港国家安全維持法において、域外管轄権について規定するのが、37、38条である。37条は香港人・法人

- などへの域外適用を、38 条は全世界の人々を対象とした域外適用を規定している。域外管轄権の規定、とりわけ 38 条は、同法制定当初はもっとも注目されていたものの、適用自体は、長らくなされてこなかった。初めて適用されたのは、2022 年 3 月のイギリスの人権団体「香港ウォッチ (Hong Kong Watch)」代表ベネディクト・ロジャースに対してである (“Hong Kong Watch co-founder and CEO Benedict Rogers threatened under National Security Law” Hong Kong Watch, 14 March 2022, <https://www.hongkongwatch.org/all-posts/2022/3/14/hong-kong-watch-co-founder-and-ceo-benedict-rogers-threatened-under-national-security-law> 2024 年 9 月 1 日最終閲覧)。
- 9 前掲注) 6
- 10 たとえば、周奕『香港左派闘争史』利文出版社、2002 年など。
- 11 Fu, Hualing, Carole J. Petersen, and Simon N. M. Young (eds), op.cit.
- 12 たとえば、譚得志事件に関して、以下の論考がある。陳文敏「評譚得志案」『明報』2024 年 3 月 13 日。 <https://news.mingpao.com/pns/%e4%bd%9c%e5%ae%b6%e5%b0%88%e6%ac%84/article/20240313/s00018/1710264557805> (2024 年 9 月 1 日最終閲覧) など。また、羊の村事件に関して、以下の論考がある。Chan, Johannes, “The Village of the Sheep Case (HKSAR v Lai Man-ling)” HKU Legal Scholarship Blog, 17 Dec 2022, <https://researchblog.law.hku.hk/search/label/Johannes%20Chan> (2024 年 9 月 1 日最終閲覧) など。
- 13 たとえば、陳文敏「煽動罪」『明報』2023 年 11 月 1 日。 <https://news.mingpao.com/pns/%e4%bd%9c%e5%ae%b6%e5%b0%88%e6%ac%84/article/20231101/s00018/1698770432005/%e7%85%bd%e5%8b%95%e7%bd%aa> (2024 年 9 月 1 日最終閲覧) など。
- 14 たとえば、「香港ウォッチ」による以下の報告書がある。Sam Goodman, “Analysis of the Business and Legal Risks Associated with the HKSAR Safeguarding National Security Ordinance (Article 23)” Hong Kong Watch, June 2024, <https://www.hongkongwatch.org/all-posts/2024/6/6/hong-kong-watch-publishes-in-depth-analysis-of-the-business-and-legal-risks-associated-with-hong-kongs-article-23-safeguarding-national-security-ordinance> (2024 年 9 月 1 日最終閲覧)
- 15 Fu, Hualing and Michael Hor (eds), *The National Security Law of Hong Kong: Restoration and Transformation* (Hong Kong: Hong Kong University Press, 2022).
- 16 Fu, Hualing and Michael Hor (eds), op.cit., p.12.
- 17 律政司「《中華人民共和國香港特別行政區維護國家安全法》簡介」2021 年 4 月。 https://www.doj.gov.hk/tc/miscellaneous/pdf/safeguarding_national_security_c.pdf p.33. (2024 年 9 月 1 日最終閲覧)
- 18 Chen, Albert H. Y., op.cit., p.103. Chau, Candice, op.cit. *HKSAR v. Lai Man Ling and Others* (07/09/2022, DCCC854/2021) [2022] 4 HKLRD 657, [2022] HKDC 981, para. 82.
- 19 Lau, Jack and Gigi Choy, “Hong Kong legal experts see free speech threat in colonial-era law’s ‘vague’ language, as national security unit’s decision to handle activist’s case splits lawmakers” *SCMP*, 7 Sep 2020, https://www.scmp.com/news/hong-kong/politics/article/3100502/after-activists-arrest-hong-kong-legal-experts-express-module=hard_link&pgtype=article (2024 年 9 月 1 日最終閲覧)
- 20 国家安全条例 17 条 1 項 中国軍構成員に対する反乱の煽動
- 21 国家安全条例 18 条 中国軍構成員の任務放棄または無断欠勤への支援
- 22 国家安全条例 19 条 公務員の不安を煽る行為
- 23 国家安全条例 21 条 駐香港中央機関職員の不満の煽動
- 24 「18 歳男被控煽動、侮辱國歌國旗等 4 罪 在官裁屬『持續犯罪』、檢控不超時限後認罪」『法庭線』2022 年 11 月 23 日。 <https://thewitnesshk.com/18%E6%AD%B2%E7%94%B7%E8%A2%AB%E6%8E%A7%E7%85%BD%E5%8B%95%E4%BE%AE%E8%BE%B1%E5%9C%8B%E6%AD%8C%E5%9C%8B%E6%97%97%E7%AD%894%E7%BD%AA%E5%9C%A8%E5%AE%98%E8%A3%81%E5%B1%AC%E6%8C%81%E7%BA%8C%E7%8A%AF/> (2024 年 9 月 1 日最終閲覧) 香港特別行政區 訴 徐凱駿 (14/12/2022, WKCC3506/2022) [2022] HKMagC 13, at para.6.
- 25 「18 歳男被指發布煽動相片、經纂改國歌歌詞 辯方爭議檢控時效性、域外法律效力」『法庭線』2022 年 11 月 4 日。 <https://thewitnesshk.com/18%E6%ad%b2%e7%94%b7%e8%a2%ab%e6%8c%87%e7%99%bc%e5%b8%83%e7%85%bd%e5%8b%95%e7%9b%b8%e7%89%87-%e7%b6%93%e7%af%a1%e6%94%b9%e5%9c%8b%e6%ad%8c%e6%ad%8c%e8%a9%9e-%e8%be%af%e6%96%b9%e7%88%ad%e8%ad%b0/> (2024 年 9 月 1 日最終閲覧) 香港特別行政區 訴 徐凱駿 (14/12/2022, WKCC3506/2022) [2022] HKMagC 13, at para.2-3,7.
- 26 香港特別行政區 訴 徐凱駿 (14/12/2022, WKCC3506/2022) [2022] HKMagC 13, at para.4, 附件二
- 27 前掲注) 25
- 28 香港特別行政區 訴 徐凱駿 (14/12/2022, WKCC3506/2022) [2022] HKMagC 13, Appendix 1, at para.40.
- 29 *Ibid.*, Appendix 1, at para.34.
- 30 *HKSAR v Lionel John Krieger & another* [2014] 3 HKLRD 40

- 31 香港特別行政區 訴 徐凱駿 (14/12/2022, WKCC3506/2022) [2022] HKMagC 13, Appendix 1, at para.35.
- 32 *HKSAR v Hon Sui Ho Mandy* [2009] 3 HKLRD 452 香港特別行政區 訴 徐凱駿 (14/12/2022, WKCC3506/2022) [2022] HKMagC 13, Appendix 1, at para.36.
- 33 香港特別行政區 訴 徐凱駿 14/12/2022, WKCC3506/2022) [2022] HKMagC 13, Appendix 1, at para.37.
- 34 *Ibid.*, Appendix 1, at para.38.
- 35 *Ibid.*, Appendix 1, at para.39.
- 36 *Ibid.*, Appendix 1, at para.17.
- 37 *Ibid.*, Appendix 1, at para.23.
- 38 *Ibid.*, Appendix 1, at para.24.
- 39 *HM Advocate v Beggs (No. 2)* (2002) SLT 139
- 40 香港特別行政區 訴 徐凱駿 14/12/2022, WKCC3506/2022) [2022] HKMagC 13, Appendix 1, at para.25.
- 41 *R v Sheppard & Another* [2010] 1 WLR 2779
- 42 香港特別行政區 訴 徐凱駿 14/12/2022, WKCC3506/2022) [2022] HKMagC 13, Appendix 1, at para.26.
- 43 *Ibid.*, Appendix 1, at para.30.
- 44 *Ibid.*, Appendix 1, at para.16, 27-28.
- 45 *Ibid.*, Appendix 1, at para.23-24,26.
- 46 HKSARG Press Releases, “Police make arrests for two cases in relation to suspected contravention of National Security Law” 9 March 2023, <https://www.info.gov.hk/gia/general/202303/09/P2023030900729.htm> (2024 年 9 月 1 日最終閱覽)
- 47 「留日 23 歲港生被控煽動 官准保釋禁離港、設多項條件 辯方爭議裁院無權處理」『法庭線』2023 年 6 月 16 日。 <https://thewitnesshk.com/%e7%95%99%e6%97%a523%e6%ad%b2%e6%b8%af%e7%94%9f%e8%a2%ab%e6%8e%a7%e7%85%bd%e5%8b%95%e5%ae%98%e5%87%86%e4%bf%9d%e9%87%8b%e7%a6%81%e9%9b%a2%e6%b8%af%e8%a8%ad%e5%a4%9a%e9%a0%85%e6%a2%9d%e4%bb%b6/> (2024 年 9 月 1 日最終閱覽)
- 48 香港特別行政區 訴 袁靜婷 (03/11/2023, WKCC2602/2023) [2023] HKMagC 13 附件 A
- 49 前揭注) 5
- 50 香港特別行政區 訴 袁靜婷 (03/11/2023, WKCC2602/2023) [2023] HKMagC 13, para. 3-4.
- 51 「控煽留日生拗司法管轄權 押後待另案 另爭議域外法權超檢控期 審訊時處理」『明報』2023 年 6 月 17 日 <https://news.mingpao.com/pns/%e6%b8%af%e8%81%9e/article/20230617/s00002/1686939904836/%e6%8e%a7%e7%85%bd%e7%95%99%e6%97%a5%e7%94%9f%e6%8b%97%e5%8f%b8%e6%b3%95%e7%ae%a1%e8%bd%84%e6%ac%8a-%e6%8a%bc%e5%be%8c%e5%be%85%e5%8f%a6%e6%a1%88-%e5%8f%a6%e7%88%ad%e8%ad%b0%e5%9f%9f%e5%a4%96%e6%b3%95%e6%ac%8a%e8%b6%85%e6%aa%a2%e6%8e%a7%e6%9c%9f-%e5%af%a9%e8%a8%8a%e6%99%82%e8%99%95%e7%90%86> (2024 年 9 月 1 日最終閱覽) 前揭注) 47
- 52 「被指發布『港獨』帖文 留日港生認煽動 辯方：帖文有被告『大頭照』無意掩飾身分」『法庭線』2023 年 10 月 26 日。 <https://thewitnesshk.com/%e8%a2%ab%e6%8c%87%e7%99%bc%e5%b8%83%e6%b8%af%e7%8d%a8%e8%b2%bc%e6%96%87-%e7%95%99%e6%97%a5%e6%b8%af%e7%94%9f%e8%aa%8d%e7%85%bd%e5%8b%95%e8%be%af%e6%96%b9%e6%8c%87%e5%b8%96%e6%96%87%e6%9c%89%e8%a2%ab/> (2024 年 9 月 1 日最終閱覽)
- 53 逃亡犯條例改正案反對運動に関わった 25 歳以下の若者に対し、包括的な心理社会カウンセリングサービスや司法手続に臨むためのサポートを提供する非営利団体。「蛻變計劃 Project Change」 <https://projectchange.hk/> 2024 年 9 月 1 日最終閱覽)
- 54 香港特別行政區 訴 袁靜婷 (03/11/2023, WKCC2602/2023) [2023] HKMagC 13, para. 9.
- 55 *Ibid.*, at para. 11.
- 56 *Ibid.*, at para. 14, 16-18.